令和４年度

こども応援助成金

～地域におけるこども支援活動に助成します～

応募要領

≪募集期間　令和４年４月１５日（金）～５月１４日（土）≫

こども応援助成金とは

市民グループによる①児童健全育成活動や②子育て支援活動に対して、こども応援助成金を交付する制度です。

①**児童健全育成活動**とは、地域における児童虐待や青少年非行の防止、早期発見、早期対応に資する活動
②**子育て支援活動**とは、地域における次代の親の育成の視点からの活動や子育ての不安・負担感を軽減するための活動

≪助成対象活動≫

市内に在住し、在勤し、又は在学する５人以上の人から構成されたグループが行う活動のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

○　明石市内で活動すること。
○　地域における自主的かつ主体的な子育て支援活動等であること。
※　①営利を目的とした活動や、②政治、宗教又は思想を目的とする活動、③特定会員のみを対象とした活動は対象外

≪助成の対象となる活動期間≫

年間（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）を通じて実施する活動を対象とします。

≪応募方法≫

次の①～⑤の書類を郵送かメールでご提出ください。

①　こども応援助成金交付申請書
②　こども応援助成金申請チェックシート
③　活動（事業）計画書
④　収支予算書
⑤　グループの概要及びグループメンバーの名簿

令和４年５月１４日（土）必着

※　申請書等は、こども財団のホームページからダウンロードできます。

【提出先】一般財団法人あかしこども財団
〒674-0068　明石市大久保町ゆりのき通１丁目４－７　西日本こども研修センターあかし
E-mail　info@akashi-kodomo-zaidan.jp

≪助成コースの内容≫

コース区分	助成金の額（上限）
①チャレンジ	１０万円
②サポート	５万円
③地域学習支援トライ	４０万円
④地域学習支援サポート	２０万円
⑤未来のパパ・ママ	４万円

①　チャレンジコース

助成は、１グループにつき３回を限度とし（市「こども基金助成金」2013 年度（平成 25 年度）より起算）、その後は同コースへ申請できません。その他のコースへの申請はできます。

②　サポートコース



①と異なり、申請は何度でもできます。

③　地域学習支援トライコース



・対 象 者：小学生以上の子ども
・活動内容：勉強を苦手とする子どもへの学習指導等
・活動回数：年間３０回程度
・活動体制：少人数制（ボランティア１人につき子ども１～４人）で学習指導できる体制

④　地域学習支援サポートコース

・対 象 者：小学生以上の子ども
・活動内容：放課後等に子どもたちが安心して学習することができる居場所づくりや、勉強を苦手とする子どもたちへの学習指導等
・活動回数：年間３０回程度

⑤　未来のパパ・ママコース

生命の尊さ、家庭の大切さについて理解を深めるため、「市内の同一中学校・高等学校に在籍する生徒及び担当教諭で構成されたグループ」や「市内在住・在学の大学・専門学校生のグループ」が計画し、実践していく活動が対象で、１校１グループのみ申請可能です。

≪注意事項≫

○　１つのグループが同時に①チャレンジコースと②サポートコースの両方を同時申請することはできません。
○　実態として構成メンバーや対象者が同一のグループは、１つのグループとみなします。
○　同一の活動に対して、こども財団の他の助成金を受けることはできません。

≪地域学習支援トライ・サポートコース　Ｑ＆Ａ≫

Ｑ１　学習支援を２か所（年間 30 回程度ずつ開催）で行っています。
　　２か所分の申請は可能ですか？
Ａ１　条件を満たせば、同一グループで複数か所分の申請が可能です。

Ｑ２　指導内容に指定はありますか？
Ａ２　算数・国語・理科・社会・英語の基礎学力向上につながる学習指導等をお願いします。
　　また、体験学習を実施予定の場合は、事前にこども財団にご確認ください。

≪手続きの流れ≫

公募
令和４年４月～５月

⇩

プレゼン審査
書類審査
令和４年６月下旬

⇩

助成金の交付決定・通知
令和４年７月上旬

⇩

助成金の請求・支払い

⇩

活動
～令和５年３月 31 日

⇩

実績報告書の提出
助成金の精算

申請者は申請書に活動（事業）計画書等を添えてご提出ください。

審査委員は、①公益性（児童健全育成等を目的とした活動と認められるか）、②実現性（活動計画やスケジュールが適切か、課題解決の具体的な手法が目的達成に合致しているか）、③効果性（児童健全育成等における課題解決への効果が高いか、費用対効果が見込めるか）等を着眼点として審査します。

審査により助成対象に該当する認められた申請について、助成金の交付の可否等を決定し、通知します。

助成金の交付決定を受けた団体からの請求書に基づき、助成金を交付します。

活動の完了後 10 日までに、実績報告書等をご提出ください。助成金の交付額が実支出額を上回るときは、その差額を返還していただきます。

≪審査に係る留意事項≫

○　審査には①プレゼン審査と②書類審査があります。
○　審査前にヒアリングを行うことがあります。
○　書類審査について、１ページ≪応募方法≫③活動（事業）計画書に活動内容等を詳しく記入してください。
○　審査別の対象となるグループ

審査	対象となるグループ
プレゼン	・初めて申請する ・コース変更（チャレンジコースからサポートコースへの変更を除く。）して申請する ・初めての申請ではないが、当該年度の前年度助成金の交付決定を受けていない ・当該年度の前年度助成金の交付決定を受けたが、年度途中で活動を休止
書類	・プレゼン審査の対象となるグループ以外 ・未来のパパ・ママコースを申請する

≪助成対象経費≫

助成対象経費は、申請期間中にグループが直接支払った費用のうち、次表の費用です。

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="3">内　容</th></tr>
<tr><td>消耗品費</td><td colspan="3">事務用品、文房具、活動資材購入費（工作材料、調理材料、絵本や紙芝居購入費、啓発資材の購入費用）等
※　商品単価が１万円未満
※　飲物代（１人 150 円程度）、活動に要する調理材料は対象</td></tr>
<tr><td>印刷費</td><td colspan="3">コピー代、写真プリント代、資料・チラシ作製費等</td></tr>
<tr><td>食糧費</td><td colspan="3">地域学習支援コースの参加者交流会等における茶菓子（限度額１万円）</td></tr>
<tr><td>保険料</td><td colspan="3">活動上必要となる保険の掛金</td></tr>
<tr><td>使用料</td><td colspan="3">施設の使用料、駐車場使用料等</td></tr>
<tr><td>通信費</td><td colspan="3">郵送費（切手・はがき代等）</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td colspan="3">振込手数料等</td></tr>
<tr><td rowspan="6">謝礼金</td><td>コース</td><td>グループメンバー</td><td>グループメンバー以外</td></tr>
<tr><td>チャレンジ</td><td>１団体年額上限５千円</td><td>助成金の範囲内</td></tr>
<tr><td>サポート</td><td>１団体年額上限３千円</td><td>助成金の範囲内</td></tr>
<tr><td>地域学習支援トライ</td><td colspan="2">１人１回当たり２千円</td></tr>
<tr><td>地域学習支援サポート</td><td colspan="2">１人１回当たり２千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　研修会等における外部講師はすべてのコースにおいて対象</td></tr>
<tr><td>旅費</td><td colspan="3">講師、グループメンバー、グループメンバー以外のスタッフの旅費（公共交通機関のみ対象）
※　実費支払いが原則
※　参加者の旅費は対象外
※　自動車での移動による旅費（ガソリン代等）は対象外</td></tr>
</table>

≪助成対象外経費≫

項　目	内　容
人件費	活動に対する報酬としての人件費
食糧費	・参加者、講師等に対する弁当・お菓子代等 ・スタッフの会食に係る経費
参加者 記念品代	・参加者に対する記念品・参加賞等 ・不特定多数に配布するもの
備品購入費	・単価が１万円以上の物品
その他	・慶弔費や見舞金等の経費 ・具体的な用途が定まっていない経費 ※　助成対象経費でも、使途が不明な経費や、領収書の宛名が異なるものは対象外

≪対象経費　Q＆A≫

Q１　参加者の食糧費（弁当・お菓子代）を助成金から支出してもいいですか？

Ａ１　原則、参加者やスタッフ、講師への食糧費は対象外経費です。ただし、地域学習支援トライコース・サポートコースのみ、参加者の交流会等における茶菓子（限度額１万円）は対象です。

Q２　参加者、スタッフ、講師への飲物代について、助成金から支出してもいいですか？

Ａ２　１人 150 円程度までは対象です。

Q３　公共交通機関を利用せず、自動車で移動しました。その際のガソリン代を助成金から支出してもいいですか？

Ａ３　自動車で移動した際の旅費は対象外です。ただし、駐車場代は助成金の対象です。

Q４　スタッフ間の連絡に電話を使っています。電話料金を助成金から支出してもいいですか？

Ａ４　電話料金は助成金の対象外です。

【お問合せ先】

一般財団法人あかしこども財団
〒674-0068
明石市大久保町ゆりのき通１丁目４－７
西日本こども研修センターあかし
ＴＥＬ　０７８－９２０－９６７０
ＦＡＸ　０７８－９２０－９６７１
E-mail　info@akashi-kodomo-zaidan.jp
受付時間　火～土曜日（祝日除く）　８：５５～１７：４０

